

豊能地域の防災・減災に係る 取組方針(案)について

「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」の背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害 鬼怒川の堤防決壊
平成27年1月 水防法の一部改正
- ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」策定
H27.12.11国土交通省～「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」
- 平成28年8月台風第10号 中小河川の氾濫による逃げ遅れ
平成29年9月 水防法の一部改正
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた
全国の河川でさらに加速
洪水等からの「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」実現のための抜本的な対策
- 実効性をもって着実に推進するため「水防災意識社会の再構築に
向けた緊急行動計画とりまとめ（H29.6.20 国土交通省）」

緊急行動計画の概要 (H29.6.20 国土交通省)

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申,平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申,平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、**実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。**

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

ホットラインについて

【目的】

災害時に情報が錯綜するなか、避難判断を行う市町村長が避難に資する情報を見逃さず、迅速かつ確実に伝達することを目的とする。

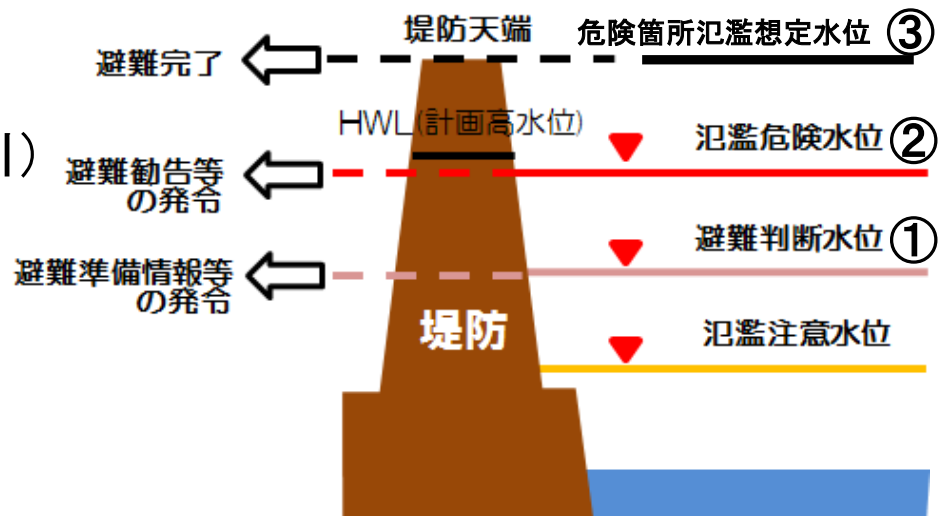
河川情報

・対象河川

水防法で指定する水位周知河川(6河川)

・対象となる水位

- ①避難判断水位に達した時
- ②氾濫危険水位に達した時
- ③危険箇所氾濫想定水位に達した時



河川名	基準点	①避難判断水位	②氾濫危険水位	③危険箇所氾濫想定水位		対象市町
千里川	春日橋	2.10	2.60	3.16	春日橋	豊中市、箕面市
天竺川・兎川	天竺川橋	2.20	2.30	2.86	天竺川橋	豊中市
高川	水路橋	1.55	1.60	3.60	サボテン橋上流	豊中市
箕面川	箕面川橋	2.60	2.70	3.10	箕面川橋	豊中市、池田市、箕面市
余野川	高橋	2.00	2.30	2.70	古江橋上流右岸	池田市

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

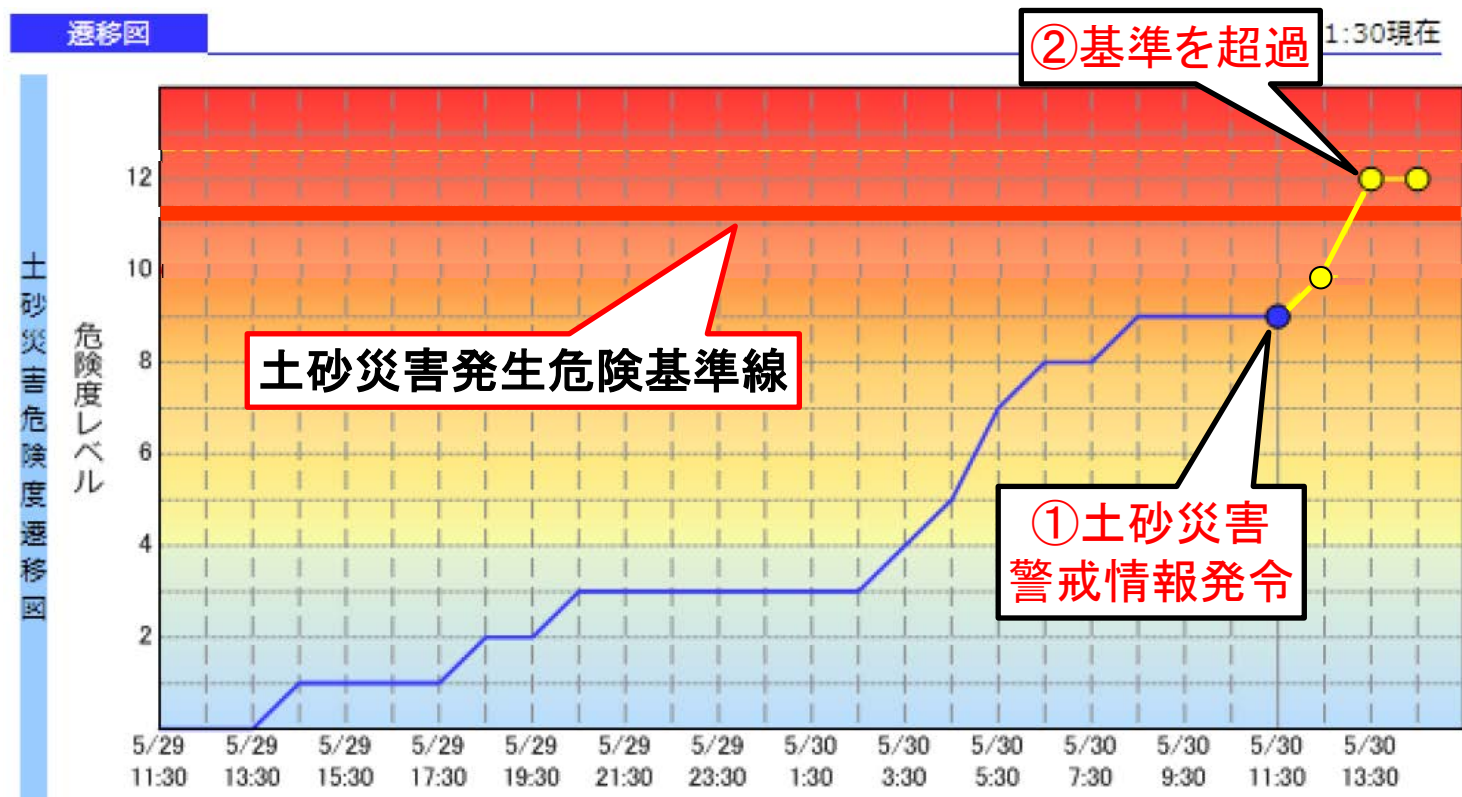
■土砂災害情報

・対象となる事象

①土砂災害警戒情報を発表した時(2h予測)

②土砂災害警戒情報の基準が実況で超過した時(※)

※ ①は府・気象台による共同発表 ②は職員がHPを監視

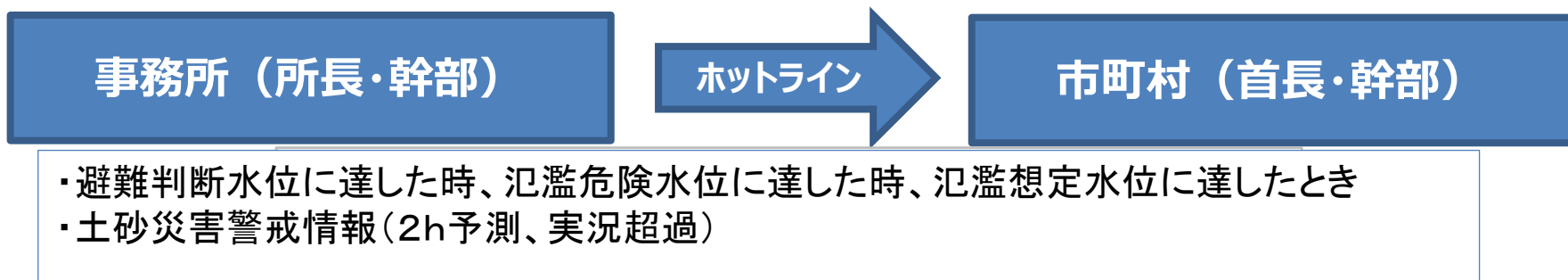


(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

■ホットラインの体制

対象とする河川、砂防施設等を所管し、水防計画でその通知を行う事務所から市町村長
もしくは実質的に避難判断を行う市町村危機管理部局幹部



【連絡体制】

ホットラインの連絡体制は以下のとおり。

池田土木事務所 (ホットライン窓口)	〇〇市 (ホットライン窓口)
【池田土木事務所 水防本部】 代表電話：072-752-4111 (内線598~599) 事務所直通:072-751-8321 無線番号：8-301-250~257	【〇〇市 災害対策本部】 代表電話：●●-●●-●● 直通電話：●●-●●-●● 無線番号：●-●●-●●

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

水害対応タイムライン構築

台風襲来などの大規模水害に備え、市、町、大阪府などの関係機関と連携し、事前に取り組むべき行動を時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）を作成

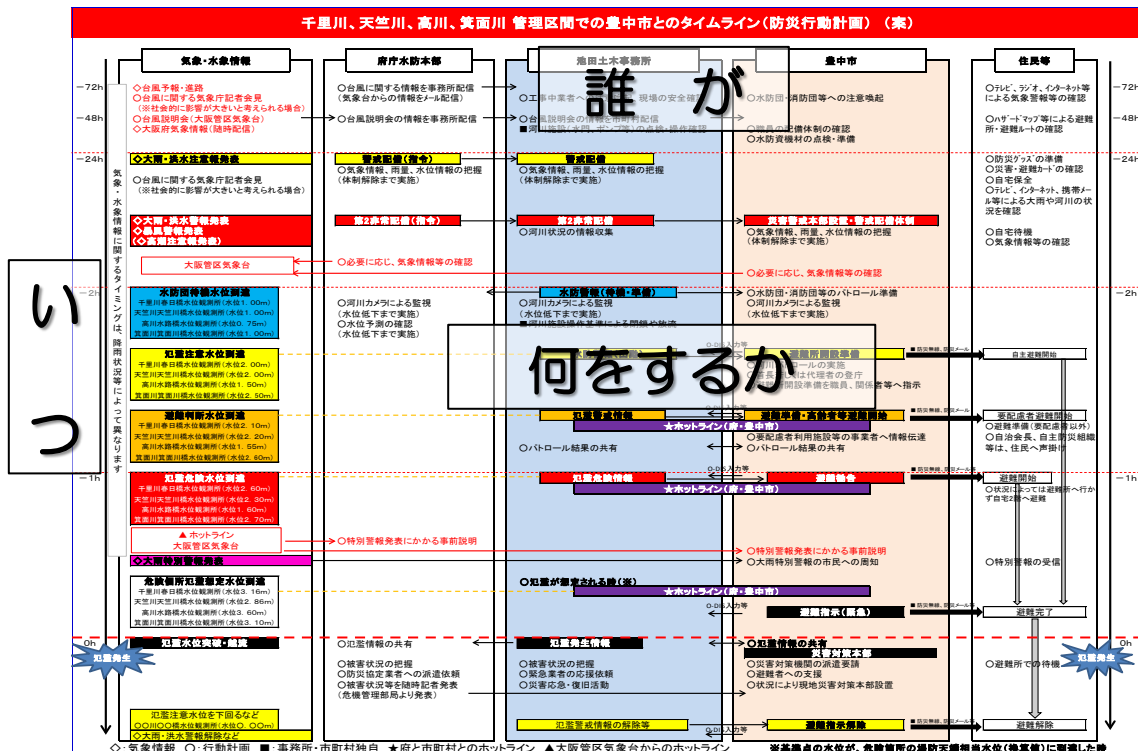
【タイムラインとは】

【行政間タイムラインの事例】

災害が発生することを前提として、関係機関が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目した防災行動計画

「いつ」を決めることで、其々が迷う時間を少なくし、「時間軸」を考慮することで、行動の無理・無駄が把握できます。

「誰が」「何を」をすることを1枚にまとめて共有することで、関係者が連携した防災活動、避難行動に繋がります。



現行：大阪府と3市2町の行政機関にて、洪水・土砂災害のタイムラインを構築済み (平成29年度より)

平成30年度の取組：
 ・多機関連携型タイムライン【土砂災害タイムライン（市域・町域）】の検討開始

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

ICTを活用した洪水情報の提供

現行で提供している河川水位や雨量などの防災情報の充実に加え、ICTを活用し住民へ分かりやすい防災情報の提供に努める

【HP等で提供している防災情報】

大阪府土砂災害の防災情報で「危険度情報」を確認
<http://www.osaka-bousai.net/sabou/index.html>
大阪府土砂災害の防災情報 検索

大阪府土砂災害の防災情報のトップページにアクセス

① いつ避難するかわかる
② どこが危険なのかを知る
③ 災害に備えよう

大阪府土砂災害情報HPのリニューアル

住民 自ら土砂災害の危険度を確認し自主避難を判断します
市町村 土砂災害の危険度を確認し、避難勧告などの避難情報を発令します

① 1平方kmメッシュごとに土砂災害の危険度とレーダー雨量が分かります。
② 住所を入力するとその地点へ移動します。

危険度レベル 気象情報と皆様にとっていただきたい行動
注意が必要レベル1 大雨注意報の基準を超過しました。避難の心がまえをしましょう。
警戒が必要レベル2 大雨警報(土砂災害)の基準を超過しました。高齢者などの避難に時間のかかる方は避難を開始しましょう。
早期に危険レベル3 土砂災害警戒情報が発表され、2時間後以内に土砂災害が発生する可能性があります。避難を開始すべき時期です。
極めて危険レベル4 土砂災害の発生が迫っています。避難を完了しておくことが望ましい時期です。

※大雨注意報、大雨警報(土砂災害)は気象状況を総合的に判断して発表するため、危険度レベルとは整合しない場合があります

土砂災害から身を守るためには早めの避難が重要です

【防災情報の充実案】



今後・5年間の取組

- ・ 防災情報メールの情報提供河川の拡大、内容の充実
- ・ スマートフォン版サイトの作成
- ・ より分かりやすく防災情報を提供するため、大阪府土砂災害情報HPをリニューアル(H30.2)

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

【河川カメラ】

管内13箇所
に河川カメラを
設置済み

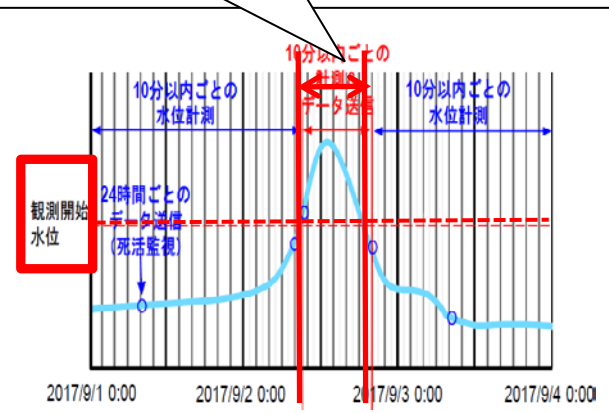


【簡易水位計】

危機管理型水位計の特徴

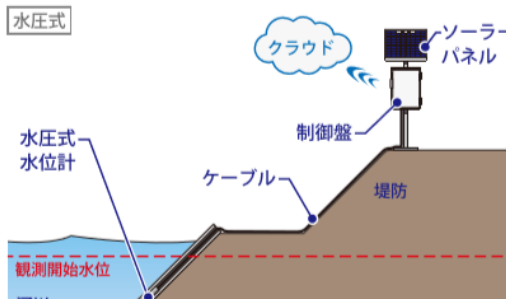
- 機器が低価格（100万円/台）
- 太陽電池で5年間メンテナンスフリー
- 洪水時のみ観測（平常時は1日1回死活監視）
観測開始水位超過時のみデータを送信し、インターネットで配信
 - ・送信回数の制約（太陽電池のため150回程度）
 - 10分毎で24時間、5分毎で12時間、2分毎で5時間程度

観測開始水位超過時のみデータ送信

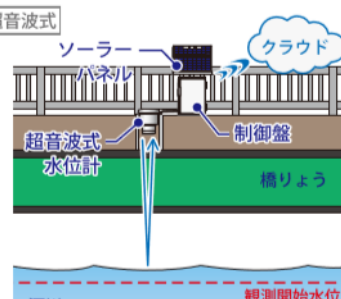


水位計設置イメージ（3タイプ）

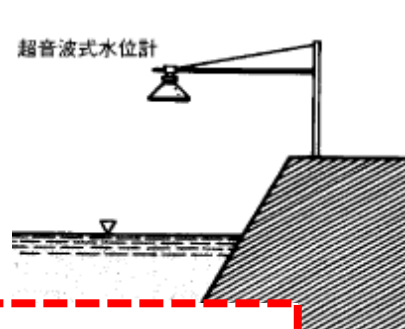
○水圧式（支柱、河川内にケーブル保護管）



○超音波式（橋梁タイプ）



○超音波式（護岸設置タイプ）



平成30年度の取組：

- ・洪水時のみの観測に特化した「危機管理型水位計」の設置に着手
- 今年度設置予定河川：野間川、長谷川、石田川、兎川

(2) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

水防訓練の充実

水防活動に係わる関係者（市、町、大阪府、消防機関等）が連携し、水防箇所の点検や技術向上のための水防訓練、また、水防活動の広報等を行い、より一層の水防体制の強化や自衛水防の推進に努める

大阪府地域防災総合演習(淀川右岸)



庁舎非常用発電機の耐水化



今後・5年間の取組：

- 多様な関係機関、住民参加により実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討していく

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

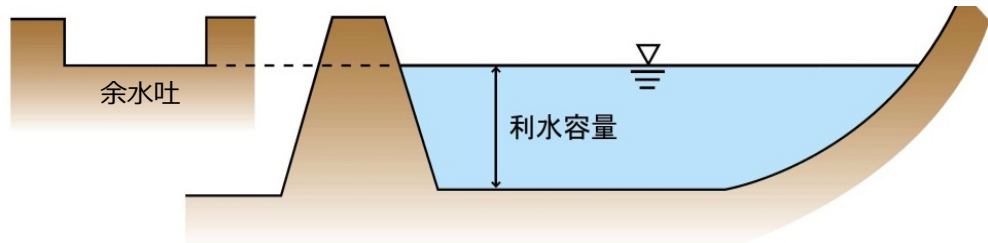
流域全体での取組み

⇒ため池の治水活用推進

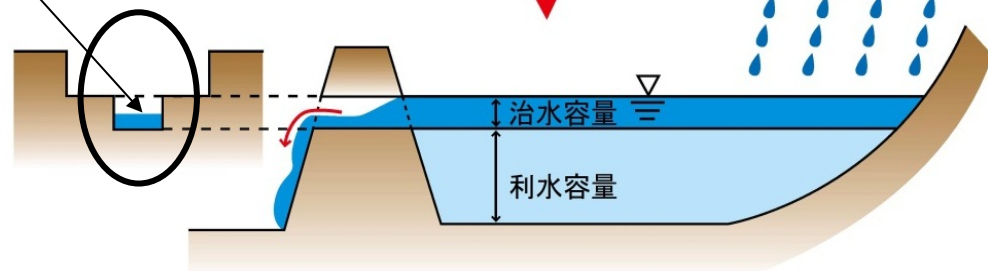
ため池の活用例

【治水容量の確保】

余水吐を溝状に切り下げること、
普段の水位を低下させます。(人為
操作は不要)



治水容量の確保と流出抑制



実施イメージ図

【河川や下水への流出抑制】

大雨が降った際、溝から流出する以上の
雨水が一時的にため池で貯留される。

今後・5年間の取組

引き続き、ため池の治水活用について関係機関と協議をすすめる

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

河川砂防施設の整備 ⇒河川砂防施設の整備、河川特性マップの周知及び共有 など

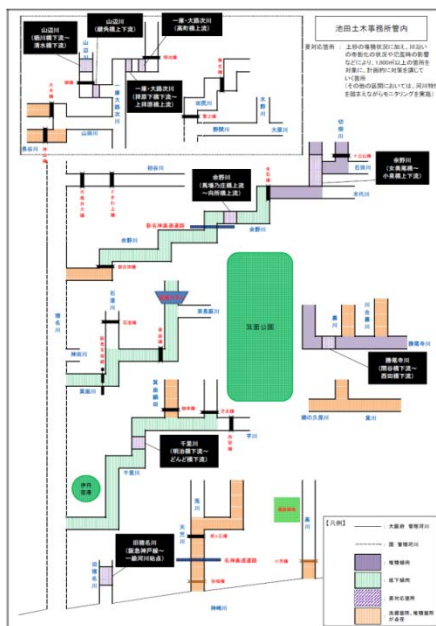
大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状態を把握を行い、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、身近な河川や砂防施設の状態を知って頂くために府民へ「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」を公表



【砂防えん堤の事例】



【急傾斜地崩壊防止工事】



河川特性マップ



工事前



工事後

【河川堆積土砂除去など】

今後・5年間の取組

- 計画に基づき河川、砂防施設整備を進める
- 適切な維持管理に努めるとともに、河川特性マップをふまえて、維持管理状況（堆積土砂除去や河道内草木対策）や定期点検結果、実施時期等について協議会で情報共有を図る

(5) 減災・防災に関する国の支援

補助制度の活用

土砂災害特別警戒区域内の
家屋の移転・補強に要する費用の一部
に対して、市町が要綱を作り補助を行う

うちは対象なの？

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

特別警戒区域内の建物が補助対象です。



対象：土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物

- 土砂災害特別警戒区域が指定される以前に建築された家屋が対象です。
- 特設については建築基準法に基づく災害危険区域内の家屋も対象です。

補助を受けるまで



市町村へ補助申請

撤去 | 移転 | 補強

ローン契約 | 設計・工事契約

引越 | 建築工事 | 設計・工事完了

既存建物撤去 | 引越 | 設計・工事完了

市町村へ完了報告

助成金受取

土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強について支援します。

移転 ～土砂災害の危険からの避難(移転)

住宅の撤去にかかる費用 (除却費)

1戸あたり最大80.2万円の補助を受けることができます。

住宅の移転にかかる費用 (建物助成費)

危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用のうちローンに対する利子に相当する額の補助を受けることができます。最大415万円 (建物319万円、土地96万円)

補強 ～土砂災害の危険から住宅を守る

住宅の補強および土砂災害対策施設の設計・工事にかかる費用

補強補整などの土砂災害から住宅を守る施設が対象になります。

設計費用
対象費用 (補強設計費用) の2.3%
1棟あたり 最大15.1万円 (設計費限度額: 66万円)

工事費用
対象費用 (補強工事費用) の2.3%
1棟あたり 最大75.9万円 (工事費限度額: 330万円)



土砂災害による犠牲者ゼロ継続のために～

あなたはまずはこちらをご覧ください！

たい | リフォームしたい

ケース↓

砂災害特別警戒区域内にある
家屋に該当する(災害危険区域内の家屋も対象です。)

市町村長事務所電話が
304,200円未満である。

補強補助について
ご相談ください。

以下以下の大雨内ホームページ
上の補強状況より確認できます。
kaikyo/dam/usage/bo/doy/shou/stei.html

大沢府 特別警戒区域 **検索**

相談
<申請窓口> 000-0000-0000
可川壱河川環境課
事務所 06-6941-0351
000-0000-0000

助成制度リーフレット(案)

土砂災害の危険は
ありませんか？

**住宅移転・補強を
支援します**

土砂災害特別警戒区域内の家屋移転・補強に対する助成制度について



平成30年度の取組：

- 引き続き、要綱の作成及び補助制度の積極的な活用を推進する